

松本地域公共交通協議会規約

(目的)

第1条 この規約は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号。以下「法」という。）第6条第1項の規定に基づき、松本市、山形村及び朝日村における地域公共交通計画の作成及び実施に関し必要な協議を行うため、松本地域公共交通協議会（以下「交通協議会」という。）を設置することについて、必要な事項を定めることを目的とする。

(事務所)

第2条 交通協議会は、事務所を長野県松本市丸の内3番7号に置く。

(所掌事項)

第3条 交通協議会は、第1条の目的を達成するため、次の業務を行う。

- (1) 地域公共交通計画の策定及び変更の協議に関すること。
- (2) 地域公共交通計画の実施に係る連絡調整に関すること。
- (3) 地域公共交通計画に位置づけられた事業の実施に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、交通協議会が必要と認める事項（組織）

(組織)

第4条 交通協議会は別表1に掲げる委員をもって組織する。

- 2 交通協議会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選により定める。
- 3 会長は、交通協議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(任期)

第5条 委員の任期は、次のとおりとする。

- (1) 別表1に掲げる委員のうち行政機関の職員及び団体の役員については、その職にある期間とする。
- (2) 前号以外の委員については、2年とする。ただし、欠員により新たに委員となった者の任期は、前任者の残存任期とする。

(会議)

第6条 交通協議会は、会長が招集し、会長が会議の議長となる。

- 2 交通協議会は、過半数の委員が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 交通協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長が決するところによる。
- 4 会議は原則公開とする。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる協議については、非公開で行うものとする。
- 5 交通協議会は、必要があると認められるときは、会員以外の者に対して、資料を提出させ、または会議への出席を依頼し、助言等を求めることができる。
- 6 交通協議会で協議が整った事項については、交通協議会の構成員はその協議結果を尊重しなければならない。

(部会)

第7条 会長は、必要に応じ、交通協議会に部会を設置することができる。

2 部会について必要な事項は、会長が別に定める。

(事務局)

第8条 交通協議会の業務を処理するため、交通協議会に事務局を置く。

2 事務局は、松本市交通部公共交通課に置く。

3 事務局長、事務局員を置き、会長が定めた者をもって充てる。

4 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(経費の負担)

第9条 交通協議会の運営に要する経費は、松本市、山形村及び朝日村の負担金、国からの補助金、その他の収入をもって充てる。

(監査)

第10条 交通協議会に監査委員2名を置く。

2 交通協議会の出納の監査は、会長が指名する規約第4条の委員がこれを行う。

3 前項の規定により指名を受けた監査委員は、監査の結果を会長に報告しなければならない。

(財務に関する事項)

第11条 交通協議会の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(報酬及び費用弁償)

第12条 会長、委員及び監査委員は、報酬及びその職務を行うために要する費用弁償を受けすることができる。

2 前項に定める報酬及び費用弁償の額、支給方法等については、松本市特別職の職員等の給与並びに費用弁償に関する条例(昭和26年3月19日条例第8号)の例による。

(交通協議会が解散した場合の措置)

第13条 交通協議会が解散した場合には、交通協議会の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

(補則)

第14条 この規約に定めるもののほか、交通協議会の事務の運営上必要な事柄が生じた場合は、交通協議会に諮り決定する。

附 則

この規約は、平成20年6月6日から施行する。

附 則

この規約は、平成22年5月27日から施行する。

附 則

この規約は、平成23年5月25日から施行する。

附 則

この規約は、平成25年8月9日から施行する。

附 則

この規約は、平成27年3月13日から施行する。

附 則

この規約は、平成28年6月1日から施行する。

附 則

この規約は、令和2年5月8日から施行する。

附 則

この規約は、令和2年7月2日から施行する。

別表1（第4条関係）

区分	委 員
法第6条第2項第1号の 委員	松本市、山形村、朝日村
法第6条第2項第2号の 委員	国土交通省関東地方整備局長野国道事務所
	長野県松本建設事務所維持管理課
	東日本旅客鉄道株式会社長野支社
	アルピコ交通株式会社
	松本地区タクシー協議会
法第6条第2項第3号の 委員	住民利用者
	アルピコ労働組合松本電気鉄道支部
	松本地区ハイタク労働組合会議
	国土交通省北陸信越運輸局
	国土交通省北陸信越運輸局長野運輸支局
	長野県企画振興部交通政策課
	長野県松本地域振興局企画振興課
	長野県松本警察署交通第二課
	有識者